

## 家庭用消火器購入助成要綱

制 定 昭和 6 1 年 5 月 1 日 区 長 決 定  
要 綱 第 2 3 号  
改 正 平成 4 年 4 月 3 0 日 部 長 決 定  
平成 4 年 5 月 要 綱 第 4 6 号  
改 正 平成 1 1 年 3 月 3 1 日 部 長 決 定  
平成 1 1 年 4 月 要 綱 第 5 5 号  
改 正 平成 1 3 年 4 月 2 日 部 長 決 定  
平成 1 3 年 5 月 要 綱 第 1 4 6 号  
改 正 平成 1 4 年 5 月 1 日 部 長 決 定  
平成 1 4 年 5 月 要 綱 第 5 0 号  
改 正 平成 1 5 年 4 月 1 日 部 長 決 定  
平成 1 5 年 4 月 要 綱 第 2 9 号  
改 正 平成 2 1 年 3 月 2 7 日 部 長 決 定  
平成 2 1 年 4 月 要 綱 第 1 6 6 号  
改 正 平成 2 7 年 3 月 3 1 日 部 長 決 定  
平成 2 7 年 4 月 要 綱 第 3 0 3 号  
改 正 平成 3 1 年 4 月 1 7 日 部 長 決 定  
平成 3 1 年 4 月 要 綱 第 2 6 0 号  
改 正 令和 3 年 7 月 6 日 部 長 決 定  
令和 3 年 8 月 要 綱 第 2 0 3 号

### ( 目 的 )

第 1 条 この要綱は、地震火災および通常火災に対する区民による初期消火活動を徹底するため、家庭用消火器の購入斡旋および購入費の一部助成（以下「助成金」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### ( 購入斡旋および助成の対象者 )

第 2 条 購入斡旋および助成は、区内に住所を有する者で、区が斡旋する消火器を購入する世帯主を対象として実施する。ただし、消防法施行令により消火器の設置を義務づけられている防火対象物に設置しようとする者を除く。

### ( 消火器の種類 )

第 3 条 区が斡旋する消火器は、区が指定した表示シールを貼付した国家検定合格品の粉末消火器（ABC型・薬剤量 1. 5 kg 入り）とする。

( 幹旋消火器の数量・価格および助成金額)

第4条 幹旋消火器の数量・価格および助成金額については、予算の範囲内で別に防災まちづくり部が定める。

( 申込みできる本数)

第5条 購入申込みできる本数は、一世帯1本とする。ただし、特別な事情がある場合はその限りでない。

( 申込み方法)

第6条 幹旋消火器の購入希望者は、住所・氏名・連絡先電話番号・本数を防災課へ通知する。通知方法は、別に防災まちづくり部長が定める。

( 申込み期間)

第7条 消火器の購入申込み期間は、別に防災まちづくり部長が定める。

( 助成金の交付決定等)

第8条 区長は、第6条に定める申込みを受理し審査のうえ助成金の交付を決定する。

( 指定業者)

第9条 区長は、区が幹旋する消火器の取扱業者として東京都消防設備協同組合を指定する。(以下「指定業者」という。)

( 幹旋消火器)

第10条 区長は、助成金交付を決定したときは申込者の住所・氏名等必要事項を記載した家庭用消火器幹旋通知書(以下「幹旋通知書」という。第1号様式)を指定業者に送付するものとする。

( 納品時期と納品方法)

第11条 指定業者は、幹旋通知書を受けた日から40日以内に申込者の住所に幹旋消火器を納入(以下「納品」という。)するものとする。

( 代価請求)

第12条 指定業者は、納品に際し現品と引き替えに消火器代金の個人負担分を受

領しその領収書を発行するものとする。

( 助成金の交付申請手続)

第13条 指定業者は、納品に際し助成金の交付請求および受領に関するすべての権限を受任するための委任状 { 「家庭用消火器購入助成金に関する委任状 ( 以下「委任状」という。 ) 」第2号様式 } を申込者から徴するものとする。

( 助成金請求)

第14条 指定業者は、すべての消火器納品を完了次第委任状を添えて助成金交付を請求するものとする。

( 他商品の宣伝および販売の禁止)

第15条 指定業者は、幹旋消火器の納品に際し、他商品を宣伝しまた販売してはならない。ただし、区民から希望のあった場合を除く。

( その他)

第16条 前各条に定めるもののほか、本要綱の運用に関し必要がある場合は防災まちづくり部長がこれを定める。

付 則

この要綱は、昭和61年5月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成14年5月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月17日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年8月1日から適用する。